

読書バリアフリー法と仙台市図書館の事業

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）について

障害の有無にかかわらず、すべての人が等しく読書を通じて文字・活字文化を享受できる社会の実現をめざし、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、読書バリアフリー法）が、令和元年6月に施行された。また、同法第7条に基づき、国において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下、基本計画）が、令和2年7月策定された。仙台市においても、これらの趣旨を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備に向けた取り組みを推進していく。

(2) 仙台市図書館の読書バリアフリー法関連事業

現在、仙台市図書館で行っている障害者サービスについて、国の基本計画の枠組みに沿って以下のとおり整理した。

【令和2年度の実施事業】

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）

(1) アクセシブルな（視覚障害者等が利用しやすい）書籍等を充実させる取り組みを推進する

【仙台市図書館の実施事業】

- ・点字図書、大活字本、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本の収集
- ・マルチメディアデイジーの貸出開始
- ・デイジー資料（DAISY：録音図書）及びマルチメディアデイジー資料（音声・文字・画像の複合資料）を作成（宮城野）
- ・学校貸出における「特別支援学校・学級向け専用資料」の資料の充実（泉）

特別支援学校・学級向け専用資料の一例（音の出る絵本）→



(2) 円滑な利用のための支援の充実

① 図書館内の整備を充実し、障害者サービスの充実を図る取り組みを促進する

【仙台市図書館の実施事業】

○図書館内の整備の充実

- ・拡大読書器、筆談ボード等の設置

○障害者サービスの充実

- ・心身の障害等により来館が困難な利用者に対し、図書館資料の郵送貸出を実施
- ・視覚障害者等に対し、朗読ボランティアによる対面朗読サービスを実施
- ・触る絵本等の関連資料所蔵リストの配布・ホームページへの掲載
- ・児童書コーナーにて『点字の絵本』の展示（榴岡）
- ・『触る絵本』や『点字付き絵本』などを集めた「ユニバーサルコーナー」を常設（泉・子供図書室）

「手で話すおはなし会」→



- ② 学校図書館、点字図書館と連携を図り、視覚に障害等のある児童生徒に対する図書館利用を促進していく

【仙台市図書館の実施事業】

- ・特別支援学校・特別支援学級に対する学校貸出サービスの実施
 - ・マルチメディアデイジー利用促進のため、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等で特別支援教育担当者にチラシを配付
 - ・特別支援学級からの要望に応じた貸出資料の充実
 - ・特別支援学校・学級専用資料についてのチラシを市立小・中学校の特別支援学級へ配布
 - ・特別支援学校に対するアンケートを実施
 - ・聴覚支援学校児童の図書館見学の受入れ（太白）
- ③ 点字図書館、ICTサポートセンター（障害者総合支援センター）と連携し、アクセシブルな書籍等や端末機器による読書機会を提供し、アクセシブルな書籍等の利用を支援していく

※今後取り組みを検討

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）

- ① 国立国会図書館やサピエ図書館のサービスを周知し利用を促進していく
- ・国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの周知や利用促進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）

- ① 点字図書館と連携し、特定書籍（著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍※）等の製作のノウハウや製作された書籍等の情報共有等を行う
- ※著作権法第37条では、視覚障害者等のために書籍の複製等を著作権者等の許諾なく行うことを認めている。

【仙台市図書館の実施事業】

- ・サピエ図書館に施設登録（宮城野）
- ・デイジー（DAISY）資料及びマルチメディアデイジー資料の作成並びにそれらの広報・貸出
- ・利用者用端末にマルチメディアデイジー再生ソフト（アミ）をインストール

4. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）

- ① さまざまな読書媒体を紹介するとともに、サピエ図書館等の利用方法に関する相談や習得の支援を行うことや、端末機器等の情報の入手や貸出を支援する
- ② ICTサポートセンター（障害者総合支援センター）の普及に努める

【仙台市図書館の実施事業】

- ・マルチメディアデイジー（DAISY）利用のための環境の整備（子供図書室）

5. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）

（1）司書、司書教諭、職員等の資質を向上すること

- ① 障害者サービスや読書支援機器についての研修等を実施することや、障害当事者でピアサポートができる司書等及び職員等の育成や環境を整備する

【仙台市図書館の実施事業】

○研修の実施

- ・北部発達相談支援センターと連携し、発達障害及びマルチメディアデイジー資料に関する研修を実施（宮城野）
- ・利用者属性に配慮した接遇を学ぶための研修として、「図書館員が学ぶ 認知症サポーター養成講座」を実施し、全職員が認知症サポーターとして認定（広瀬）



○職員育成

- ・手話のできる職員1名が「手話」バッジを着用（宮城野）
- ・国立国会図書館等主催の障害者サービス研修（リモート）受講
- ・認知症サポーターの認定証であるオレンジリングを全職員が着用（広瀬）

（2）点訳者や音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材を養成すること

- ① ノウハウ等の習得に係る研修を実施することや、計画的に人材を募集し、養成を行っていく

【仙台市図書館の実施事業】

※令和3年度に「対面朗読ボランティアスキルアップ講座」開催予定（太白）